

健康観察表について

1 使用上の注意

- ① 「日本大学健康観察システム」に入力ができない場合は、こちらを御利用ください。
- ② 現在、学修支援センター及び学生支援室（カウンセラー相談）を利用する場合に限り、キャンパスへの入構を認めています。ただし、入構にあたっては、マスク着用の上、学生証及び本観察表の記録（一週間以上）の提示が条件となります。
- ③ 足りない場合は、各自でコピーをとってください。

2 注意する症状

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）、強い倦怠感（だるさ）や息苦しさ（呼吸困難）があるなど。

体温は目安として考え、苦痛症状がある場合はすぐに各都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談し、受診が必要か否か等の対応について指示を受けてください。

※「帰国者・接触者相談センター」に相談した場合は指示結果を、医療機関等を受診した場合は受診結果を、必ず学生課（TEL:03-5275-8921）まで連絡してください。

